**大阪府被災建築物応急危険度判定士登録事務取扱基準**

（目的）

第１　大阪府被災建築物応急危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）第12条の規定により大阪府被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の登録のために必要な細目を定め、登録事務の円滑な執行に資することを目的とする。

（判定士と同等以上の知識及び能力を有する者と知事が認めた者）

第２　登録要綱第３条ただし書きに規定する者は、次の各号の一に該当するものとする。

（１）　大学・短期大学等における建築構造系講座を担当する教授、准教授、講師又は助手等であって登録要綱第11条に規定する講習その他知事が登録要綱第11条に規定する講習と同等以上と認める講習を修了した者

（2）　国及び地方公共団体の職員（以下「行政職員」という。）及び行政職員経験者であって、行政職員として、建築、土木または危機管理の業務を所管する部署に在籍した経験があり、かつ登録要綱第11条に規定する講習その他知事が登録要綱第11条に規定する講習と同等以上と認める講習を修了した者

（３）　他都道府県で被災建築物応急危険度判定士の認定を受けた者

（登録の手続）

第３　登録要綱第４条第２項に規定する知事が必要と認める書類の添付については、以下のとおりとする。

（1）　登録要綱第３条第１号にあっては、次に掲げる書類のうちいずれか１つ及び本条第７号並びに第８号

ア　建築士免許証（建築士法第５条第２項）の写し

イ　中央指定登録機関が発行した一級建築士免許証明書（建築士法第10条の19）又は都道府県指定登録機関が発行した二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（建築士法第10条の21）の写し

ウ　建築士法第４条第２項若しくは第４項の規定に基づき国土交通大臣若しくは都道府県知事が行う建築士試験の合格を証する書面の写し

エ　国土交通大臣が定める資格を有する建築設備士であることを証する書面

（２）　登録要綱３条２号にあっては、建築物調査員資格者証の写し及び本条第７号並びに第８号

（３）　前条第１号にあっては、在勤する大学・短期大学等による在勤証明書及び本条第７号並びに第８号

（４）　登録要綱３条３号にあっては、建築施工管理技術検定の第二次検定に合格したことを証する書面の写し及び本条第７号並びに第８号

（５）　前条第２号にあっては、本条第７号及び第８号並びに第９号

（６）　前条第３号にあっては、他都道府県交付登録証又はそれに変わる書類及び本条第８号

（７）　登録要綱第11条の講習会受講者にあっては、修了証の写し（ただし、講習会主催者より終了証が発行されない講習会を受講した場合はこの限りでない。）

（８）　写真２枚（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦４㎝、横３㎝のカラー写真）

（９）　被災建築物応急危険度判定士登録要件申立書（様式１）（ただし、登録要綱第１号様式において申請時に在籍する部署が建築、土木または危機管理の業務を所管する部署であると確認できる場合は、当該記載により本申立書の添付に変えることができるものとする。）

(登録証の更新手続)

第４　登録要綱第７条に規定する知事が必要と認める書類の添付については、以下のとおりとする。

　　（1）　前条第８号に規定する写真

　　（2）　登録要綱第３条の要件に変更がある場合、前条第１号から第４号に規定する書類

（講習）

第５　登録要綱第11条に規定する講習会は、毎年度１回以上実施するものとする。

２　登録要綱第11条に規定する講習会と同等の講習会として以下の講習会を指定する。

（1）　都道府県が主催若しくは後援する被災建築物応急危険度判定講習会

（「講習会の修了証」を紛失した者の取り扱い）

第６　登録要綱第11条に規定する講習会の修了証を紛失又は破損した場合、当該修了者からの修了証の再発行願い（様式２）に基づき、大阪府都市整備部事業調整室長名（講習会の主催者が大阪府と異なる場合は、当該主催者名）の修了証を再発行する。

（第２条第４号に規定する者の登録に関する特則）

第７　第２条第４号に規定する者の登録に関する必要な事項については、登録要綱による他、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める応急危険度判定士資格の相互認証に関する運用基準を準用する。

（登録を取り消すことが必要と知事が認める者）

第８　登録要綱第10条第５号に規定する知事が必要と認めたときについては、以下のとおりとする。

（1）　登録要綱第３条に該当しないことが判明した場合。

（2）　死亡その他判定活動が実施できないことが判明した場合。

附　則

（施行期日）この基準は平成９年２月１日から施行する。

（施行期日）この基準は平成13年１月31日から施行する。

（施行期日）この基準は平成14年４月１日から施行する。

（施行期日）この基準は平成18年４月１日から施行する。

（施行期日）この基準は平成22年４月１日から施行する。

（施行期日）この基準は平成26年４月１日から施行する。

（施行期日）この基準は平成27年８月10日から施行する。

（施行期日）この基準は平成28年８月19日から施行する。

（施行期日）この基準は平成30年10月30日から施行する。

（施行期日）この基準は令和２年４月１日から施行する。

（施行期日）この基準は令和3年４月１日から施行する。

（施行期日）この基準は令和3年11月1日から施行する。

（施行期日）この基準は令和4年4月1日から施行する。

（施行期日）この基準は令和4年10月6日から施行する。

様式１(事務取扱基準第３条第９号関係)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　年　　月　　日被災建築物応急危険度判定士登録要件申立書大阪府知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住　所　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　＿私は、大阪府被災建築物応急危険度判定士登録事務取扱基準第２条第２号の規定の要件に該当しています。記１　行　政　庁　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２　職　　　　　種　　□建築職　□土木職　□その他　　　　　　　　３　建築、土木または危機管理の業務を所管する部署への在籍経験

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 部署名 | 在籍期間 | 備考 |
| １ |  | 　　　年　　　月～　　　年　　月 |  |
| ２ |  | 　　　年　　　月～　　　年　　月 |  |
| ３ |  | 　　　年　　　月～　　　年　　月 |  |
| ４ |  | 　　　年　　　月　　　　年　　月 |  |
| ５ |  | 　　　年　　　月　　　　年　　月 |  |

　 |

様式２(事務取扱基準第６条関係)

|  |
| --- |
| 　　年　　月　　日○　○　　様被災建築物の応急危険度判定講習会修了証の再発行願い私は、　○　　○　主催の「被災建築物の応急危険度判定講習会」を受講し紛　　失ましたが修了証を　　　　　　　しましたので再発行願います。破　　損　なお、紛失した修了証が発見された際には遅滞なく提出します。住　　所氏　　名　　　　　　　　　　　　　講習会受講日　　　年　　月　　日受講番号 |